

そのお悩み、

裁判所の調停で解決しませんか？

調停とは、裁判所が互いの言い分を聴いて、話し合いによって問題の解決を図る手続きです。調停には、お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱う「民事調停」と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う「家事調停」があります。民事調停は主に簡易裁判所、家事調停は家庭裁判所で扱われます。

令和4年10月、調停制度は発足100周年を迎えます。この機会に、調停の利点を覚えておきましょう。



①手続きが簡単

法律の知識がなくても、一人で簡単に手続きできます。裁判所の窓口や Web サイトで、申立書の書式や必要書類を案内しています。

②費用が安い

手続きに必要な手数料は、例えば貸金10万円の返還を求める場合500円、離婚を求める場合1,200円です。その他、郵便料金が必要になります。

③判決と同じ効果

話し合いでまとまった(調停が成立した)内容が守られないときは、強制執行(預金口座や給与の差し押さえなど)ができる場合があります。

④秘密が守られる

非公開の手続きであるため、調停になっていることは第三者にはわかりません。裁判所には守秘義務があるので、言いにくいことも話せます。



調停制度発足100周年広報用キャラクター。3匹合わせて「アイアイアイ」

問 熊本地方裁判所 325-2121

熊本県内バス・電車で無料(大人100円)の日

公共交通の利用促進、県域全体移動(おでかけ)の総量増加による地域活性化などを目的に、「熊本県内バス・電車で無料(大人100円)の日」が実施されます。町内の路線バスも対象となりますので、バスでのおでかけを楽しんでみませんか。
日時：1月29日④

対象：県内全域の路線バス(あまくさ・たかもり号、県外高速バス、空港リムジン是对象外)、熊本市電、熊本電鉄電車

内容：

- ・大人(中学生以上) 100円
 - ・1日乗車券(LINEアプリでデジタルチケット) 180円
 - ・1日乗車券(紙券) 200円
 - ・小児、身体障がい者 無料
- 問 役場企画財政課復興企画係
286・3223

スポーツ安全保険に加入を！

小さな掛け金・大きな補償の「スポーツ安全保険」。令和4年度の加入受け付けが3月から開始されます。万一のけがや賠償責任に備えて加入しましょう。スポーツ・文化・ボランティア・地域活動を行う4人以上の団体で加入できます。加入団体での活動中と、その活動

への往復中の事故を補償します。傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険がセットになった保険です。
掛け金：
中学生以下…年額800円、高校生以上…活動内容によって金額が異なります

※詳しくは、左記へ問い合わせを

問 (公財)スポーツ安全協会熊本県支部
213・9015

「除籍本リユースフェア」開催

保存期間が経過した書籍(小説・児童書など)を差し上げます。
日時：2月5日④～12日④
午前10時～午後6時

場所：交流情報センターミナテラス 展示スペース

申し込み：不要。先着順
その他：

持ち帰り冊数に制限はありません。持ち帰り用の袋をご持参ください。

問 交流情報センターミナテラス
287・8411

